

わいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

| 行 為 等 の 態 様 | | 基 準 |
|---------------------|---|-----------|
| 児童生徒に対するわいせつ行為等 | | |
| 1 | わいせつな行為をした教職員 | 免職 |
| 2 | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 3 | セクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| 児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等 | | |
| 4 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員 | 免職 |
| 5 | 上記の4を除くわいせつな行為をした教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 6 | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員 | 停職又は減給 |
| 7 | セクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 減給又は戒告 |

2. わいせつ行為等の定義

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ① 「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること、性的嫌がらせ等をいう。
- ② 「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒、同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。